

一般競争入札による自動販売機設置場所の貸付け
の入札説明書

公告日 令和6年5月1日（水）

入札日時 令和6年5月16日（木）午後2時

入札場所 県庁本庁舎 地下 014会議室

神奈川県総務局総務室

自動販売機設置場所の貸付けに係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する方は、この説明書を御覧いただいた上で参加してください。

1 入札に付する事項

(1) 物件

物件番号	入 札 件 名	台数
1	神奈川県庁西庁舎（カップ式）	1

※ 入札物件の詳細については、別紙1「入札物件一覧表」及び別紙2「案内図及び配置図」を御覧ください。

なお、別紙1「入札物件一覧表」に関する補足事項は、次のとおりです。

- ・ 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含みます。
- ・ 回収ボックスの設置方法及び使用済み容器の回収方法の詳細については、財産管理者と落札者間で協議の上決定します。
- ・ 施設における「施設の平均利用者数」は令和5年度の在庁職員数(人/日)を財産管理者で算出したもの、売上実績は現設置事業者が申告した実績をもとに財産管理者が算出したもので、参考情報です。

※ 物件により入札中止、内容変更をすることがあります。

(2) 貸付期間等

令和6年6月3日から令和9年3月31日まで

※ 賃貸借場所の用途は自動販売機設置のためとし、賃貸借契約の更新は認めないこととします。

(3) 自動販売機の設置に係る条件

別紙3「仕様書」のとおり。

(4) 問合せ先等

ア 入札に関する問合せ先及び入札書類の提出先

総務局総務室経理・債権管理適正化グループ（県庁本庁舎4階）

電 話：(045)210-2131（直通）

F A X：(045)210-8816

電子メール：soumu-nyusatu@pref.kanagawa.lg.jp

イ 設置場所等に関する問合せ先

別紙1「入札物件一覧表」の「設置場所問合せ先」欄に記載のとおり。

2 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- (2) 自動販売機の設置及び管理に関する業務を引き続き3年以上営んでいない者。
- (3) 県税を完納していない者。
- (4) 県内に事業所を有しない者。
- (5) 仕様書に示す内容を履行できない者。

3 契約を締結することができない者

神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第2号から第5号に該当する者及びこれらのものと密接な関係を有する者。

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和6年5月16日(木)

物件番号	受付開始時間	受付締切時間	入札開始時刻	開札開始時刻
1	午後1時30分	午後1時50分	午後2時	入札書を入札箱に投函後、直ちに開札

(2) 場所

県庁本庁舎 地下 014会議室
(住所 横浜市中区日本大通1)

(3) 入札当日の持ち物

**入札書（代理出席の場合は委任状も併せて必要）
入札参加申請書の写し（県の受領印が押印されたもの※2）
身分証明書（運転免許証、健康保険証等、本人確認のできるもの）
筆記用具**

※1 入札会場への入室は、申請者又はその代理人（復代理人）の方のみとさせていただきます。

※2 入札参加申請書を郵送にて提出した場合は、県の收受印を押印した入札参加申請書の写しをFAXにて申請者へお送りしますので、その写しを持参してください。

(4) その他

ア 本人以外の者が入札書を提出する場合は、委任状が必要となります。使者及び郵送による入札書の提出はできません。

イ 入札当日の会場は、収容人員が限られているため、1者あたりの入室人数を限らせていただくことがあります。

※ この説明書において、復代理人とは、二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含みます。

5 入札参加申請

入札に参加を希望する方は、入札参加申請書を提出する必要があります。

(1) 提出期間

令和6年5月1日（水）から同年5月14日（火）までの日（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間

(2) 提出書類（提出部数各1部）

ア 入札参加申請書

イ 誓約書

ウ 設置する自動販売機のカタログ

(3) 提出方法

提出期間内に、提出書類を1(4)アに記載の提出先に直接持参または郵送（提出期間内に必着）するものとします。

(4) 参加申請後

県は、提出された書類を確認し、申請を受け付けた場合は、入札参加申請書に受領印を押印したものを申請者に郵送しますので、入札当日に写しをお持ちください。

6 質問書及び回答について

(1) 受付期間

令和6年5月1日（水）から同年5月8日（水）までの日の午前9時から午後5時までの間（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の休日並びに平日の正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 提出方法

質問書（神奈川県所定様式）を1(4)アに記載の提出先に持参するか、郵送（期間内必着）、FAX又は電子メールでの送付とします。

(3) 質問者への回答

令和6年5月13日（月）までに県ホームページで回答します。なお、再質問は認められません。

7 入札方法等

(1) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、賃貸借全期間の総額（敷地の貸付料）とします。また、一括入札の入札書に記載する金額は、当該一括入札に付した全ての自動販売機の総額とします。

契約締結に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（消費税及び地方消費税に相当する金額。当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。見積もりにあたっては、物価上昇や賃上げの状況を踏まえ積算することとしてください。

(2) 代理人（復代理人）による入札

ア 代理人により入札する場合は、委任状を提出しなければなりません。

イ 代理人に復代理人を選任する権限を委任する場合でどの段階まで認めるのか明確な記載がないときは、二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含むものとみなします。

ウ 復代理人が入札する場合は、アの委任状のほかに代理人から復代理人への委任状も必要となります。なお、申請者から代理人への委任状及び代理人から復代理人への委任状の印は印鑑登録済の印鑑を使用してください。

(3) 再度の入札

- ア 落札候補者がいない場合は、入札参加者を対象として再度の入札を行います。
 - イ 再度の入札を含めて、当日の入札は2回までとします。なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は、再度の入札に参加することはできません。
 - ウ 再度の入札を行っても落札候補者がいない場合は、入札を打ち切ります。
- (4) 入札保証金
免除
- (5) その他
- ア 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。
 - イ 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。
 - ウ 入札書は、折って入札箱に投函してください。

8 無効な入札等

- (1) 次のいずれかに該当する入札は無効とします。
- ア 入札に参加することができない者がした入札
 - イ 入札書の記載事項が不明な入札、入札書に申請者又はその代理人（復代理人）の記名のない入札
 - ウ 金額欄に金額のないもの、金額が読みとれないもの、金額が訂正してあるもの、金額の最初の数字の前に「¥」の記入がないものなど、入札金額が不明確な入札書を提出した入札
 - エ 条件を付した入札書を提出した入札
 - オ 1人で2通以上の入札書を提出した入札
 - カ 1人で他人の代理も兼ねて参加した者又は1人で2人以上の代理をした者の入札
 - キ 委任状を提出しない代理人（復代理人）のした入札
 - ク 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者の入札
 - ケ 申請者、代理人（復代理人）及び法人役員が暴力団等に該当する者の入札
 - コ 前各号に定めるもののほか、この説明書に記載する入札に関する条件に違反した入札
- (2) 失格
- 入札開始時に入札会場に本人又は代理人（復代理人）が不在の場合は、失格とします。失格となった者は、再度の入札に参加できません。

9 落札者の決定方法

- (1) 県が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とします。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札をした方が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定します。この場合において、くじを辞退すること

はできません。

- (3) 落札候補者は、次の書類を令和6年5月17日（金）午後5時までに1(4)アに記載の提出先に直接持参してください。

	提出書類	法人	個人
ア	神奈川県暴力団排除条例に係る誓約書	○	○
イ	神奈川県税納税証明書	○	○
ウ	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	
エ	身分証明（市区町村発行のもの）又は住民票		○
オ	所得税の確定申告書（写）		○

※ イ、ウ及びエについては、発行後3ヶ月以内の原本とします。

※ イについては、神奈川県県税条例施行規則第48号様式（一般用）とします。

※ オについては、直近に申告したものとします。

- (4) 県は提出書類により、入札参加資格の有無を確認します。（警察本部に暴力団等に該当するかの照会を含みます。）その結果、入札参加資格があると確認された場合は、落札候補者を落札者として決定し、決定通知を送付します。

一方、入札参加資格が無いと確認された場合には、落札候補者の入札を無効とし、書面にてその者に通知します。

- (5) 落札候補者の入札無効が確定した場合は、改めて、県の予定価格以上の価格で有効な入札をした申請者のうち、高額で入札した者から、順次、同様の落札者決定の手続きを進めますのでご承知置きください。

- (6) 複数物件に係る一括入札の落札者は、落札後速やかに、落札額の内訳書を提出してください。

10 入札結果の公表

- (1) 一般競争入札に付した結果、落札者が決定した場合は、速やかに県ホームページに以下の内容を公表します。

ア 対象物件

イ 自動販売機台数

ウ 落札者（法人、個人の別）

エ 落札金額

オ 貸付料総額（及び年額）

カ 入札参加者数

キ 問合せ先

- (2) ただし、入札が不調となった場合は、参加者（法人、個人の別）、入札額の公表は行いません。

11 契約

- (1) 契約書（案）は別添のとおり。

- (2) 落札者は、落札決定から7日以内に、県から決定通知と併せて県から送付する契

約書に押印の上、提出してください。

- (3) 落札者が契約を締結しない場合（上記(2)の期日までに契約書が提出されない場合を含む。）には、当該落札は効力を失います。
- (4) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

12 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）、神奈川県県有財産規則（昭和59年神奈川県規則第40号）の定めるところによります。
- (2) 消費税法及び地方税法の改正等による税率の改正のため消費税相当額が変更となる場合にあつては、法改正後の税率が適用される日以降に係る期間に应当する賃貸借料は、法改正後の税率に基づき計算した額に改定をします。
- (3) 本書を入手した方は、当該募集手續以外の目的で本書を使用してはなりません。
- (4) 申請書に虚偽の記載をした場合は、落札した本件契約の解除に加えて、指名停止措置及び現に受けている行政財産使用許可の取消並びに普通財産貸付契約の解除を行うことがあります。